

出生届

令和 XX 年 XX 月 XX 日 届出

ミドルネームも届け出たい場合は名の欄に記載してください。

領事 殿

<注意事項>

- 届出はすべて日本語（漢字・カタカナ・ひらがな）で書いてください。
- 黒インクのペンまたは黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で丁寧に書いてください。
- 届出日は窓口で届出をする日、郵送する場合はポストに届出を投函する日を記入してください。
- 署名は自署してください。コピーや印刷したものは受け付けられません。
- South Australiaは南オーストラリア州と記載してください。
- 戸籍に記載されるお子様の出生地は、州（生まれた病院の最小行政区）までとなります。

(1)	子の氏名	氏名	父母との続き柄	□嫡出子 ☒ 嫡出でない子	（長） □男 ☒ 女
(2)	生まれたとき	令和 XX 年 XX 月 XX 日	□午前 ☒ 午後	0 時 18 分	
(3)	生まれたところ	オーストラリア連邦ビクトリア州パークビル、フレミントン通り			
(4)	住所	オーストラリア連邦ビクトリア州 ブライトン、 スミス通り570			
(5)	父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 外務 省子 年 月 日 (満 歳)	母 外務 省子 年 月 日 (満 XX 歳)		
(6)	本籍及び国籍	東京都千代田区霞が関 一丁目 2 番地 2 筆頭者の氏名 外務 一郎 父の国籍 日本			
(7)	同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
(8)	子が生まれたときの世帯の	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等 ☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇 ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)			
(9)	父の職業	母の職業			
(10)	出生証明書にファーストネームとミドルネーム等の記載があるが、戸籍にその一部のみを届け出る場合は記載してください。	日本国籍を留保する 署名 (※押印は任意)			
(11)	出生時間は届出人の供述による。 ビクトリア 州当局の発給する出生証明書を添付する。 子の母がオーストラリア連邦永住権を所持しないため、子は出生により外国籍を取得しない。 子の名について出生証明书中「花子ローズエマ」となっているが、戸籍へは「花子ローズ」と届け出る。 子の出生により、母と子について下記に新戸籍を編製する。 新戸籍 東京都千代田区霞ヶ関二丁目 2 番地 1	母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合のみ。			
(12)	届出人	☐ 1. 父母 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長			
(13)	住所	オーストラリア連邦 ビクトリア州ブライトン、 スミス通り570			
(14)	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目 2 番地 2 筆頭者の氏名 外務 一郎			
(15)	署名 (※押印は任意)	外務 省子 平成 XX 年 XX 月 XX 日生			

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
- 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できませんので、届出が遅れないようご注意ください。この場合は、必ず父か母(又は子の法定代理人)が届出人となってその他欄の「日本国籍を留保する」欄に署名してください。
- 子の名は常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。
- にあてはまるものに☒のようにするしをつけてください。
- 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。なお、病院名を書く必要はありません。
- 日本人父または母について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書いてください。父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
- 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
- 届書は2通出してください。
- 日本国籍を留保し重国籍となった者は20才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍を喪失することがありますので、注意してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書について

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する出生登録証明書を添えて出してください。

ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。

なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生証明書				
子の氏名		男女の別	1男	2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 午後	時 分	
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院 4自宅	2診療所 5その他	3助産所
(10)	出生したところ及びその種別	出生したところ(別1~3)の名称	番地 番 号	
(11)	体重及び身長	グラム	身長	センチメートル
(12)	単胎・多胎の別	1単胎	2多胎(子中第 子)	
(13)	母の氏名	妊娠週数	満 週 日	
(14)	この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児(妊娠満22週以後)	人 胎	
(15)	1 医師	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日		
	2 助産師	(住所) 番地 番 号		
	3 その他	(氏名)		

出生証明書記入の注意

- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 出生証明書(11)欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 出生証明書(14)欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。